

# 研究所 月報 2021.11

多くの企業で計画的付与制度を利用

## 年休取得義務化の対応

労務管理を行う際には他社と比較して、条件面で見劣りする面がないかなどを確認することも必要です。そこで本日は、産労総合研究所が公表した「2021年度 労働時間、休日・休暇管理に関する調査」を取り上げたいと思います。この調査は、上場企業および同社会員企業から任意に抽出した約3,000社を対象に実施されたもので、回答数は187社。

今回は、2019年4月の改正で義務付けられた年次有給休暇の5日取得義務化の対応の状況について見ていきたいと思います。

### ■年休5日の時期指定の有無

実施した	49.2%
実施する必要がなかった	50.3%
無回答	0.5%

### ■年休5日時季指定の方法（実施している企業対象）

全社・事業場規模で計画的付与制度を利用	44.6%
年休付与時に本人の希望に基づき指定	20.7%
取得状況に応じて本人の希望に基づき指定	39.1%
その他	1.1%

このようにならかなり多くの企業で計画的付与制度を利用していることが分かります。昨年度はコロナによる休業の影響で、年休取得が進まなかったというケースも多かったようですが、今後も年休の確実な取得を進めていきましょう。

#### 【参考リンク】

産労総合研究所  
「2021年度 労働時間、休日・休暇管理に関する調査」



# いよいよ始まったマイナンバーカードの健康保険証利用

今年の3月に運用が開始され、その後、いったん運用中止となっていたマイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用が、10月20日にスタートしました。

マイナンバーカードの健康保険証利用が開始されても、健康保険証がなくなるわけではないこともあり、普及率がまだ上がっていないようですが、デジタル庁では以下のようなメリットがあると広報しています。

## ■主なメリット

- ・本人同意のもと、初めての医療機関でも薬剤情報等を共有できるため、より良い医療が可能になります。
- ・限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。  
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。
- ・カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。
- ・医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。
- ・就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。  
※医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

現状の高額療養費制度の一般的な取扱いは、自己負担限度額を超えたとしても、自動的に適用にされるわけではなく、被保険者が請求することで適用となり、また、医療費が高額になるときは事前に限度額適用認定証を発行する手続きを取る必要があります。そのためマイナンバーカードを健康保険証として利用することで、手続きの簡略化のみでなく、高額療養費の請求の漏れの防止にもつながると思われま

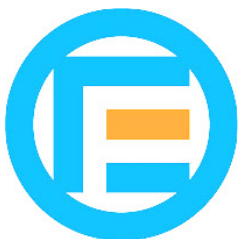
実際の利用までには、マイナンバーカード発行のための手続きに加え、健康保険証としての利用申し込みが別途必要ですが、2023年3月末には概ねすべての医療機関等での導入を目指して、厚生労働省は医療機関・薬局のシステム整備を支援しています。

## ひらたコラム

刺繍、はじめました。

誤解されがちですが、わたくし、もともと生粋のインドア派なのです。絵を描いたり本を読んではばかりの幼少期で、20歳頃までマトモに運動したこともなく、本来はバイクや自転車なんてハードなスポーツをする仕様ではないのです。

ということで思い立って刺繍キットを手に入れ、初めての作品がこのリアル三毛猫だったのですが、初作品にするモチーフではないことに気づいたのはすぐでした。何とか3時間かけて完成したことにしてお茶を濁しましたが、最初はチュールリップとか、簡単なものからスタートするべきです。絶対。



発行／2021年10月29日 第114号  
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか  
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201  
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544  
Mail info@tairaken95.com  
URL http://tairaken95.com

